

## 第4章 長浜城下の賑わい

### 1. 離婚と財産分与（長浜での働き者夫婦のお話し）

長浜には長浜城の他に名所がもう一つある。JR 長浜駅周辺には、町家や土蔵といった江戸時代から息づく古き良き街並みに飲食店やガラスショップなど個性豊かなお店が点在しています。今回は「黒壁スクエア」を中心に長浜エリアを夫婦でぶらり旅をしてみました。名古屋・大阪から日帰りでもしっかり楽しめますよ～！と観光ガイドブックにも掲載されているところです。JR 長浜駅周辺には、町家や土蔵といった江戸時代から息づく古き良き街並みに飲食店やガラスショップなど個性豊かなお店が点在しています。江戸時代には北国（ほっこく）街道の宿場町としても栄えた長浜。駅前のコインパーキングに車を停めて（駅から5分ほど歩いていくと、当時の街並みを生かした町家が並び、レトロな雰囲気漂っています。長浜観光の中心、「黒壁スクエア」と呼ばれています。長浜は信長の時代には商業の取引に課税しない「楽市・楽座」制度を採用していたため、多くの商人が行き来した街でした。現代でいうと一種のタックスヘイブンです。江戸時代が終わり明治になってもその賑わいは続き、経済的にも発展したため、多くの銀行が立ち並んでいたそうです。



長浜駅前には秀吉（左）と石田三成（右）の出逢いの像が建てられています。長浜は三成の出生地でもあります。その一つが「第百三十国立銀行長浜支店」。

明治 33（1900）年・・・皆様には関係のない話ですが、筆木造洋館は、黒漆喰の外観から「黒壁銀行」と呼ばれ親しまれていました。



明治時代には「明治銀行」と名前を変え、昭和の頃にはカトリック教会としても使われていました昭和の中頃になると、大型店が郊外に続々とオープンし、長浜の街に活気がなくなっていくます。同じ頃、皆に愛されてきたこの黒壁銀行が取り壊しの危機にあい、地元有志による保存運動を経て、「株式会社黒壁」を設立。新たな街くりに取り組むことになりました。黒漆喰を塗り直し、当時の黒壁銀行のように復元しました この黒壁ガラス館を中心にガラスショップや工房、カフェなどが集積したエリアは「黒壁スクエア」と呼ばれ、今では年間 200 万人近くが訪れる一大観光スポットになりました。休日には県外からも多くの観光客が訪れています。

国内外から集められた色とりどりのガラス作品 有形文化財としても指定を受けている黒壁ガラス館は、内装も当時の黒壁銀行そのもの。1 階は国内のガラス作品が、2 階は海外のガラス作品が取り揃えられています。



天井からの飾りもレトロでオシャレでとてもきれいです



ペン先の溝にインクが溜まり、文字が書けるようになっています。一本4000円～（税込）。  
何本も揃えたくなるかわいさです。筆者も街並みを歩いていると購買欲にそそられます。



チェコ製のガラスフラワー



細かいパーツでお花をあしらったイタリア製のかわいいピルケースも女子心をくすぐります。

平成5年に23歳で八尾から長浜にやってきた上村明英は、硝子工芸の美しさに魅せられたため、黒壁銀行から数十メートル奥に入ったガラス工芸店の店主稲村に頼み込み、硝子工芸の職人になった。上村の腕は天性の才能から、お客の評判を呼んだ。来店する客も国内の工芸店は、韓国のみならず、中国からも富裕層の需要が大きく、買い付けに来るようになった。そのころ店の販売員として就職した青木礼子は当時22歳であり上村から硝子工芸の手ほどきを受けいつしか二人は、子弟だけの関係でなく互いに好意を持つようになっていた。そして二人は結婚することになった。

結婚しても二人は休むことなく働き続けた。店も拡張し、店員など人も採用することになった。二人の事業は順調に発展するかに見えた。

## 2. 離婚

しかし二人が結婚してから3年後の夏、長浜市ガラス工芸店組合の寄り合いが対岸の雄琴温泉湖上閣で盛大に催された。たまたま上村のとなりになすわったのが上戸彩似の21歳の朴ソンヨンであった源氏名を「さつき」という。韓国から観光ビザでやってきてそのまま、日本にずっと滞在しているオーバーステイの女性であった。

対岸の雄琴温泉で開催された組合の宴会があった。韓国式の宴会であったため妓生<sup>1</sup>パーティのようであったという。

---

<sup>1</sup> 妓生（キーセン）というのは朝鮮芸者です。妓生パーティとはすなわち、芸者遊び。ただし、この場合の芸者は「枕芸者」がほとんどです。

上村はみんなとは別の部屋をすぐに予約して二人きりで朝までさつきとすごすこととした。そして上村は朝温泉を出ると、急いで長浜まで戻った。

上村は懲りずに翌週も工芸組合の宴会があると妻にウソついて雄琴まで出かけ、さつきーと夜をすごすこととした。店の休みの日には上村はさつきとデイズニーランドやユニバーサルスタジオに二人で遊びに明け暮れ楽しい日々を送っていた。そんな上村を妻の礼子には我慢が出来なかった。上村に妻は知らないふりをしているのである。大津市内の探偵を使って二人が密会している現場写真を何枚も撮影し、しかし証拠をきちんと押さえていた。

上村が帰宅すると妻から密会写真を見せられ「これはなんですか」と聞かれると、上村は無言で黙り込んでしまった。妻は「もう許せません」と一言だけ述べた。

妻は上村に一言「あなた名義になっているこの店の土地建物および商品を私の名義にしてください。これできっぱり清算して別れましょ」と妻から切り出されると、上村はさつきとの未練もあったせいか仕方なく同意し、妻の差し出した証書に実印を押す羽目になった。そして不動産の登記の名義も書き換えた。

### 3.突然の税金

妻は自分のマンションから店に通勤し順調に商売を続けていた。顧問税理士は桜井エナに頼んでいた。上村は彦根の実家に戻り、親の営むホテルの手伝いをしていた。

ある日突然長浜税務署から封筒が届いていた。何気なく封筒を開けると譲渡所得税納付のお知らせと書いた手紙が目についた。妻に土地と建物をあげたのになぜ俺が税金払う必要があるのかと上村は疑問に思った。元家内に贈与税がかかるのなら理解ができるけど、こんなのはあべこべじゃないか。たぶん税務署のミスだろうとその封筒をほうっておいた。それも気持ちが悪かったので親のホテルの顧問税理士に電話をかけてみた。

税理士が言うには「夫婦が離婚したとき、相手方の請求に基づいて一方の人が相手方に財産を渡すことを財産分与といいます。財産分与が土地や建物などで行われたときは、分与した人に譲渡所得の課税が行われることとなります。不動産を財産分与した側には、必ず譲渡所得税がかかるわけではありません。譲渡所得税は譲渡益に課税されるものですから、譲渡益が出ていない場合には課税されないこととなります。譲渡益（譲渡所得）は次の計算式で計算します。

譲渡所得＝譲渡により得られた収入－（取得時にかかった費用＋譲渡時にかかった費用）  
財産分与では、不動産を売却したわけではありませんが、不動産を時価で譲渡したものとみなされます。そのため、譲渡所得が発生しているとされ、譲渡所得税がかかることがあります。この場合、分与した時の土地や建物などの時価が譲渡所得の収入金額となります。

次に、分与を受けた人は、分与を受けた日にその時の時価で土地や建物を取得したことになります。したがって、将来、分与を受けた土地や建物を売った場合には、財産分与を受けた日を基に、長期譲渡になるか短期譲渡になるかを判定することになります。(所基通 33-1 の 4、33-9、38-6)、上村さんの場合、ざっと 2 割くらいの税金がかかると思います。早めに払った方が余分な税金払わなくて済みますよ。上村は税理士に指示された書類をもって彦根の顧問税理士のところに持参した。

えなの説明は次の通りであった。

1. 原則として贈与税はかからない。

離婚による財産分与は、贈与による財産の取得とは異なりますので、原則として不動産を渡し他方には贈与税はかかりません。ただし、分与された財産の額が、①婚姻中の夫婦の協力によって得た財産の額やその他一切の事情を考慮してもなお多過ぎると認められる場合には、その「多過ぎる部分」に対して、②離婚を手段として贈与税や相続税を免れようとしたと認められる場合には、「すべての分与財産」に対して、贈与税がかかることとなります。

2. 不動産をもらった場合には税金がかかる場合も

分与される財産が不動産の場合、登記の際に登録免許税が、また場合によっては不動産取得税もかかることがあります。

3. 登録免許税

不動産の場合は所有権移転登記を行う必要がありますので、登録免許税がかかります。税額は「固定資産税評価額×2%」です。その他、司法書士報酬等も必要となります。

4. 不動産取得税

分与された不動産が婚姻中に購入されたものであり、名義上は単独所有であっても、実質的には夫婦の共有財産と認められる場合には、婚姻中の財産の清算と考えられますので不動産取得税はかかりません。しかし、婚姻前から所有していた不動産や、婚姻中に相続によって取得した不動産など、夫婦の一方のみが実質的に所有していた不動産を分与した場合には、不動産取得税の対象となります。

税額は「固定資産税評価額×3%」です。

以上が一般的な取扱いではありますが、地方税法に明文化されているわけではなく、都道府県により取扱いが異なる場合もありますのでご注意ください。なお、分与財産が自宅であり、分与された方が引き続き居住されるときは、不動産取得税の対象となる場合でも、中古住宅の軽減特例を受けられる可能性があります。

## 【財産を渡す側の税金】

### 1. 現預金であれば問題なし

財産分与として現金や預金を渡す場合には、渡した側に何ら税金がかかることはありません。

### 2. 不動産を分与すると譲渡所得税の対象に

離婚により財産分与として資産の移転があった場合、分与した時の時価により資産の譲渡があったものとして譲渡所得税の課税対象となります。財産を渡した上に税金まで取られるというのは理不尽な気もしますが、税務上はそのように取り扱われます。現預金以外で分与される代表的な財産は不動産でしょう。

たとえば、時価 5,000 万円の土地を財産分与し、その土地の購入時の価格が 4,000 万円だった場合、「5,000 万円 - 4,000 万円 = 1,000 万円」が売却益とみなされ、譲渡所得税が課税されます。

税率は以下の通りです。

- ・短期譲渡の場合（分与した年の1月1日現在で所有期間が5年以下）… 39.63%
- ・長期譲渡の場合（分与した年の1月1日現在で所有期間が5年超）… 20.315%

### 3. 自宅の場合は軽減措置あり

分与した不動産が自宅だった場合、

- ①まず居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除が適用され、
- ②また譲渡益が3,000万円を超える場合でも、所有期間が10年を超えていれば軽減税率が適用されます。ただし、次の点には注意が必要です。  
①②の特例は親族間の譲渡には適用されませんので、あくまで離婚後に分与することが条件です。  
①②の特例は譲渡者が居住しなくなってから3年目の年末までに譲渡した場合に適用されるものですので、長期間別居状態にあり譲渡者が別宅に住んでいた場合には適用されない可能性があります。

### 4. 財産をもらった側が将来その財産を売却した場合

財産を分与された側が将来その財産を売却した場合、譲渡所得の計算上、「いつ取得したのか（取得時期）」と「いくらで取得したのか（取得費）」が問題となります。

### 5. 取得時期は「分与された時」

分与された財産は、分与された時に取得したものと考えます（当たり前と思われるかもしれませんが）。したがって、「分与日～売却日」までの期間によって短期譲渡・長期譲渡の判定を行うことになります。

## 6. 取得費は「分与された時の時価」

分与された財産は、分与された時の時価で取得したものと考えます。上記の例でいえば、「5,000万円」で取得したものとして譲渡所得を計算することになります。

## 7. 自宅の場合には軽減措置あり

分与された後も引き続き住んでいた自宅を売却した場合には、居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除や軽減税率の対象になる可能性があります。

しばらくして桜井エナ税理士から元妻の礼子のもとに電話がかかってきてエナの事務所に来てほしいとのことだった。エナの事務所を訪れるといきなり、エナから年金分割のことを聞かされた。離婚等をした場合に、以下の条件に該当したとき、当事者の一方からの請求により、婚姻期間中の厚生年金記録（標準報酬月額・標準賞与額）を当事者間で分割することができる制度です。と言ってペーパーを渡した。

礼子は年金を分割できるとは思っていなかった。年金分割とは、専業主婦等、配偶者より収入が少ないことを理由に自らの名義での年金保険料の納付額が乏しい方を守ることを目的とした制度です。婚姻期間中に納めた年金保険料を記録して夫婦で分け合います。夫婦が結婚している間に築いた財産は、どちらか1人のものではなく、夫婦2人の共有財産として扱われます。しかし公的年金は、すべての国民が加入する国民年金（基礎年金）と、サラリーマンが加入する厚生年金や公務員などが加入する共済年金の二段階に分かれています。年金分割は、このうち2階部分にあたる厚生年金および共済年金について、一定の条件に該当した場合に、婚姻期間等の対象期間中に収めた保険料の納付実績を“夫婦が共同で収めたもの”として分割する制度です。

年金分割を行った場合、分割後の保険料納付実績に基づいて算出された額の年金を受給することになります。単純に夫の年金の半分がもらえるという制度ではありませんのでご注意ください。

---

## 年金の3号分割制度

平成20年5月1日以後に離婚等をし、以下の条件に該当したときに、国民年金の第3号被保険者であった方からの請求により、平成20年4月1日以後の婚姻期間中の3号被保険者期間における相手方の厚生年金記録（標準報酬月額・標準賞与額）を2分の1ずつ、当事者間で分割することができる制度です。

- ・婚姻期間中に平成20年4月1日以後の国民年金の第3号被保険者期間中の



厚生年金記録※<sup>2</sup>（標準報酬月額・標準賞与額）があること。

- ・請求期限（原則、離婚等をした日の翌日から起算して2年以内）を経過していない。

※共済組合等の組合員である期間を含みます。なお、「3号分割制度」については、当事者双方の合意は必要ありません。ただし、分割される方が障害厚生年金の受給権者で、この分割請求の対象となる期間を年金額の基礎としている場合は、「3号分割」請求は認められません。

## 分割請求の期限

### ●分割請求期限の原則

分割請求の期限は、原則として、次に掲げる事由に該当した日の翌日から起算して2年以内です。(1)離婚をしたとき、(2)婚姻の取り消しをしたとき、(3)事実婚関係にある人が国民年金第3号被保険者資格を喪失し、事実婚関係が解消したと認められるとき。

※事実婚関係にある当事者が婚姻の届出を行い引き続き婚姻関係にあったが、その後(1)または(2)の状態に該当した場合、(1)または(2)に該当した日の翌日から起算して2年を過ぎると請求できません。

### ●分割請求期限の特例

次の事例に該当した場合、その日の翌日から起算して、6か月経過するまでに限り、分割請求することができます。

- 離婚から2年を経過するまでに審判申立を行って、本来の請求期限が経過後、または本来請求期限経過日前の6か月以内に審判が確定した。
- 離婚から2年経過するまでに調停申立を行って、本来の請求期限が経過後、または本来請求期限経過日前の6か月以内に調停が成立した。
- 按分割合に関する附帯処分を求める申立てを行って、本来の請求期限が経過後、または本来請求期限経過日前の6か月以内に按分割合を定めた判決が確定した。

分割のための合意または裁判手続きによる按分割合を決定した後、分割手続き前に当事者の一方が亡くなった場合は、死亡日から1か月以内に限り分割請求が認められます。（年金分割の割合を明らかにできる書類の提出が必要です。）

出展：日本年金機構ホームページ

- 
- ・婚姻期間中の厚生年金記録※（標準報酬月額・標準賞与額）があること。
  - ・当事者双方の合意または裁判手続きにより按分割合を定めたこと。  
（合意がまとまらない場合は、当事者の一方の求めにより、裁判所が按分割合を定めることができます。）
  - ・請求期限（原則、離婚等をした日の翌日から起算して2年以内）を経過していないこと。

※共済組合等の組合員である期間を含みます。 また、合意分割の請求が行われた場合、婚姻期間中に

3号分割の対象となる期間が含まれるときは、合意分割と同時に3号分割の請求があったとみなされます。したがって、3号分割の対象となる期間は、3号分割による標準報酬の分割に加え、合意分割による標準報酬の分割も行われます。平成20年5月1日以後に離婚等をし、以下の条件に該当したときに、国民年金の第3号被保険者であった方からの請求により、平成20年4月1日以後の婚姻期間中の3号被保険者期間における相手方の厚生年金記録（標準報酬月額・標準賞与額）を2分の1ずつ、当事者間で分割することができる制度です。

・婚姻期間中に平成20年4月1日以後の国民年金の第3号被保険者期間中の厚生年金記録

※（標準報酬月額・標準賞与額）があること。

・請求期限（原則、離婚等をした日の翌日から起算して2年以内）を経過していないこと。

※共済組合等の組合員である期間を含みます。なお、「3号分割制度」については、当事者双方の合意は必要ありません。ただし、分割される方が障害厚生年金の受給権者で、この分割請求の対象となる期間を年金額の基礎としている場合は、「3号分割」請求は認められません。

社労士でもあるエナはつつがなく礼子のために手続を行うことができた。

## 4. 礼子の結婚

礼子が引き継いだ長浜の店はネット販売の影響もあってか長浜で一番大きな店となったさらに彦根、近江八幡、大津、京都、大阪、名古屋、東京、にも出店し地元の商工会議所の副会頭にも選出されるようになった。

礼子の弟子で大津店長を任されていた高橋恭也32歳は礼子と恋仲になり、二人は近々結婚することとなった。

一方上村とさつきは結婚し、さつきが日本国籍を取得したので我が国に永住することとなった。上村は彦根に店を出し、韓国、中国、ヨーロッパにガラス細工を輸出することになり、礼子の店から仕入れすることとなった。二人とも商売は繁盛し、東近江では有数の納税者になったという。